

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

■政策等の題名 杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画

■政策等の公表日 平成26年7月11日

■意見提出期間 平成26年7月11日から平成26年8月10日まで
(31日間)

■意見提出実績

計3件(個人2件、団体1件)、述べ7項目
(郵送1件、メール1件、電子掲示板1件)

■お寄せいただいたご意見と区の考え方及び修正一覧

別紙1及び別紙2のとおり

■問合せ先

危機管理室 危機管理対策課
電話 03-3312-2111 (代表)

杉並保健所 保健予防課
電話 03-3391-1025

区民等の意見の概要と区の考え方

番号	頁	概要	区の考え方	修正の有無
1		子どものインフルエンザの予防接種に子育て応援券を利用できるが、まん延防止を図る観点から、子どもの保護者についても利用の対象にしてほしい。	子育て応援券は、基本的に、親子のふれあいや子どもを預けるサービスなど地域の子育て支援サービスに利用していただくための事業であり、インフルエンザの予防接種への利用については、子どもの健康の視点に立って特例的に利用対象に加えたものであるため、これを子どもの保護者までに対象を拡大する考えはありません。	無
2		区は病気や消費生活などについて相談を行える場所を広報するとともに、区の情報が全て集まった場所を設けてほしい。インターネットを利用しない区民のために、情報提供の仕方を再考してほしい。	新型インフルエンザ等発生時には、区民の不安を解消し、基本的な感染予防策の指導を行うなど、適切に行動していただくために相談窓口を設置します。 これらの情報は、区公式ホームページだけでなく、広報すぎなみ等により、広く区民の方々に周知してまいります。また、区立施設や学校、保育園等でも情報提供を行います。 本件に限らず、区では様々な媒体を通じ、各相談業務に関する情報提供を行えるよう今後も努めてまいります。	無
3	13	2、区の実施体制 任意の区対策本部とはなにか。 「任意」とする必要性はあるのか。	特措法第15条第1項により政府対策本部及び都対策本部が設置されたときの、区対策本部は、法に基づかない任意の設置となります。 ただし、「任意の」を加えると、文言がわかりにくくなるため、記載を削除します。	有 別紙2 No.1
4	22	(1)「相談体制の規模を縮小・・・」するのは小康状態になってからではないか。「感染力や病原性が判明した段階」から小康状態までは都に任せるのか。	都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了しますが、区では引き続き一般健康相談として相談体制を継続します。 また、新型インフルエンザ等感染力及び病原性、また、発生状況や相談件数等を勘案し、相談体制の見直しを行うなど状況に応じて弾力的に対応します。 ご意見を踏まえ、わかりやすく修正します。	有 別紙2 No.2
5	24	P24、東京都の行動計画P28、下から9行目の記載がないようだが、医療提供体制の構築・維持には必要と思うが。	医療提供体制の構築・維持には、医療機関の院内感染防止対策の整備は重要だと認識しており、第2章にその旨記載しています。	無

番号	頁	概要	区の考え方	修正の有無
6	36	P36、東京都の行動計画P49、(工)は区の方にもあったほうがよいと思える。	第4章未発生期の(6)医療の欄にも記載しておりますが、発生時に医療を継続するためには、各医療機関における診療継続計画(BCP)の策定が必要であると考えます。区では、引き続き区内医療機関に対し、BCP策定を促すとともに、必要な支援を行ってまいります。	無
7	42	予防接種の項において、特定接種に関して、「区職員」とされている。特定接種登録業者に対する接種の記述がないが、登録業者は臨時の区職員という位置づけなのか。	各特定接種登録事業者は、登録時に申請した接種体制に基づいて、各々が実施することになるため、区行動計画には記載していません。また、予防接種の項における特定接種の対象は、新型インフルエンザ等への対策に携わる区職員(公務員)であるため、登録事業者は臨時の区職員という位置づけではありません。	無

なお、区民等の意見のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第4項及び第5項に基づき東京都に報告を行い、その意見を踏まえ、一部修正を加えております。

区民等の意見による修正一覧

別紙2

No.	頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
1	13	2 区の実施体制	新型インフルエンザ等発生時に、特措法第15条1項により府対策本部及び都対策本部が設置されたときは、区においても直ちに任意の区対策本部を設置する。	新型インフルエンザ等発生時に、特措法第15条1項により府対策本部及び都対策本部が設置されたときは、 <u>区においても直ちに区対策本部を設置する。</u>	パブコメの意見を踏まえ、文言をより分かりやすく修正します。
2	22	3 区民相談 (1) 健康相談	新型インフルエンザ等の感染力や病原性が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、都の対応に合わせて柔軟に対応する。	<u>都内感染期以降、新型インフルエンザ等の感染力や病原性、また、相談件数や発生状況等を勘案し、相談体制を見直すなど状況に応じて弾力的に対応する。</u>	パブコメの意見を踏まえ、文言をより分かりやすく修正します。